

# 青森県報

第二千九百八号

平成二十年  
三月十七日  
(月曜日)

## 目 次

## 告 示

家畜伝染病検査の実施	右	同	(畜産課)	一
家畜伝染病検査の実施	右	同	同	二
右	同	同	同	二
右	同	同	同	二
右	同	同	同	二
右	同	同	同	二
右	同	同	同	二
右	同	同	同	二
右	同	同	同	三
右	同	同	同	三
右	同	同	同	三
右	同	同	同	三
右	同	同	同	三
右	同	同	同	四
右	同	同	同	四
右	同	同	同	四
右	同	同	同	四
右	同	同	同	四
右	同	同	同	四
右	同	同	同	五
右	同	同	同	五
右	同	同	同	五
右	同	同	同	五
右	同	同	同	五
右	同	同	同	五
家畜伝染病薬浴の実施	右	同	(水産振興課)	五
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	右	同	(整備企画課)	五
青森県土地利用基本計画の変更	右	同	(県民局)	六
漁船保険付保義務の発生	右	同	同	六
教育委員会				
指導改善研修の実施に関する規則			(義務教育課)	六
青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則			同	八
選挙管理委員会				

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局)：ハ

人事委員会

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………(職員課)：九

## 告 示

### 青森県告示第九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病発生予防のため
- 二 実施する区域  
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの(生後九十日未満のものを除く。)
  - 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛(生後九十日未満のものを除く。)
  - 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日  
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所

長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所

長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーニン検査又はエライザ法による検査

青森県告示第百九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの  
 四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清学的検査（急速凝集反応）

青森県告示第百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県告示第百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清学的検査

青森県告示第二百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第二百一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 一、〇〇〇羽以上飼育する養鶏場において、採卵の用に供する目的で飼育されている鶏
- 2 実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所

長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十年四月一日から同年十一月三十日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はプアオン

青森県告示第百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎五八の一 横磯漁業生産組合 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二六 鳴海 治雄	深浦区域	たいぶり定 置漁業及び内 水面以外の水 面においての 漁具を水深二 十七メートル 以上の水中と して置しを主 としておりと る漁業
----------------	--	------	--

青森県告示第百五号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部整備企画課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 青森県土地利用基本計画書の変更  
変更に係る事項

3の別表むつ小川原開発の項中「大規模工業基地建設」を「工業等用地の造成・分譲」に、「5,500.0」を「5,180.0」に改める。

二 青森県土地利用基本計画図の変更

1 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の農業地域及び自然公園地域の区域を次のように改める。

(一) 農業地域

区域を縮小した村

六ヶ所村

(二) 自然公園地域

区域を縮小した市村

むつ市、佐井村

2 変更の内容

次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略する。)

青森県告示第百六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館二三番地一 尾ヶ瀬 卯之吉	六ヶ所
上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ上三七番地七 橋本 喜代志	
上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂六番地四 高屋敷 喜代一	

教育委員会

指導改善研修の実施に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

指導改善研修の実施に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「教員」とは、県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（条件附採用期間中の職員、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤の講師を除く。）をいう。

2 この規則において「指導改善研修対象教員」とは、教員に求められる資質能力に課題があり、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）を適切に指導できないため、教育活動に支障をきたし、児童等に対しての責任が果たせないことから、指導改善研修を受講させる必要のある教員（疾病により児童等を適切に指導できない者を除く。）をいう。

(研修期間)

第三条 指導改善研修の期間（以下「研修期間」という。）は、原則として四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間とする。

2 前項の研修期間は、特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長するものとする。

(指導改善研修対象教員審査会)

第四条 県教育委員会は、法第二十五条の二第一項及び第四項の認定等を公正に行うため、指導改善研修対象教員審査会（以下「審査会」という。）を置き、その意見を聴くものとする。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、十人以内とする。

3 委員は、次の各号に掲げる者の中から、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- 一 教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者

二 県内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）

三 その他教育長が適当と認める者

4 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、審査会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また同様とする。

6 前四項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。（校長による指導又は研修の記録の作成）

第五条 校長は、児童等を適切に指導できない教員に対して、その課題の状況に応じ、指導の改善に向けた校内での指導又は研修を実施し、その状況に関する記録を作成するものとする。

(教育委員会への報告)

第六条 校長は、校内での指導又は研修の実施にもかかわらず、その抱える課題についての改善が見られない教員の状況について、市町村立学校にあつては市町村教育委員会、県立学校にあつては県教育委員会に報告するものとする。

(市町村教育委員会による申請)

第七条 市町村教育委員会は、校長から前条の規定による報告のあつた教員について、校長からの事情聴取その他の適当な方法により事実確認を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の教員のうち指導改善研修対象教員に相当すると思われる者について、県教育委員会へ指導改善研修対象教員の認定の申請を行うものとする。

(指導改善研修対象教員の認定)

第八条 県教育委員会は、第六条の規定により県立学校長から報告のあつた教員及び前条第二項の規定により市町村教育委員会から申請のあつた教員について、提出された書類の精査その他の適当な方法により事実確認を行い、審査会及び当該教員からの意見聴取を経て、指導改善研修対象教員の認定を行うものとする。

(指導の改善の程度に関する認定等)

第九条 県教育委員会は、指導改善研修対象教員の研修期間が満了する際、その研修の成果を踏まえ、審査会及び当該教員からの意見聴取を経て、指導の改善の程度に関する認定等を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会及び当該教員からの意見聴取を経て、指導の改善の程度に関する認定等を行い、研修期間満了前にその研修を終えることができるものとする。

- 一 指導改善研修の成果が上がったと認められるとき。
- 二 指導改善研修の成果が見られず、研修を継続しても指導の改善が期待できないと認められるとき。

( 施行事項 )

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第九号様式中「第六号様式1通第六号2号」の次に「又第六号3号」を加え、「又第六号2項」を「第六号3項并で」に改める。

第十一号様式中「第六号様式4項」を「第六号様式5項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成二十年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を

乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、五四三 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二六二、八五三 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

東津軽郡選挙区	八、三四一 人
西津軽郡選挙区	六、七二九 人
南津軽郡選挙区	六、九七一 人
北津軽郡選挙区	八、五三八 人
上北郡選挙区	二九、二〇四 人
三戸郡選挙区	二二、一四四 人
青森市選挙区	八四、五九〇 人
弘前市選挙区	五一、六六三 人
八戸市選挙区	六六、一一二 人
黒石市選挙区	一〇、四〇三 人
五所川原市選挙区	二一、二〇八 人
十和田市選挙区	一八、二三二 人
三沢市選挙区	一一、二二九 人
むつ市選挙区	二二、一二七 人



つがる市選挙区 一〇、七九三人  
平川市選挙区 一三、〇九〇人

### 人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」の下に、「第十条」を加える。

第二条中「条例第二条第一項」の下に「各号」を加え、「別表」を「別表第一」に改める。

第九条中「（条例第十条第一号及び第二号に規定する株式会社をいう。）」を削り、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（特定法人）

第七条 条例第十条第一号に規定する人事委員会規則で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、別表第二の特定法人の欄に掲げる株式会社とする。

別表中「社団法人青森県工業会」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の一条を加える。

別表第二（第七条関係）

区 分	特 定 法 人
条例第十条第一号	青い森鉄道株式会社

別記様式中「第9条関係」を「第10条関係」に、「第9条」を「第10条」に改める。  
附 則  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭